

政党その他の政治団体  
立候補予定者 殿

## **学校及び病院、診療所その他の療養施設 の周辺における静穏保持の順守について**

令和8年2月8日執行衆議院議員選挙における選挙運動  
期間は、同年1月27日から2月7日までとなります。  
選挙運動のため、街頭演説や選挙運動用自動車等の上において連呼行為を行う場合は、公職選挙法第140条の2第2項の規定により、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければならないこととされております。

授業、試験、診療、療養等については、特に静かな環境の下において行われることが必要とされるため、これら施設の周辺において選挙運動を行う際は、静穏保持の順守をお願い申し上げます。

令和8年1月

東京都選挙管理委員会